

消費税

商品等の販売やサービスの提供をしたら

1 消費税のしくみ

消費税は、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。消費者は、商品などの価格に含まれた消費税と地方消費税を負担し、納税義務者である事業者が申告し納付します。

1 課税される取引

次の要件のすべてに該当する取引は課税されます。

- ① 国内における取引
- ② 事業者が事業として行う取引
- ③ 対価を得て（有償で）行う取引
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付及びサービスの提供

また、外国から商品を輸入する場合も、輸入のときに課税されます。

2 非課税取引

次のような取引は消費税の性格や社会政策的な配慮から課税されません。

- ・ 土地の譲渡及び貸付けなど
- ・ 社会保険医療など
- ・ 株式、社債の譲渡など
- ・ 一定の学校の授業料など
- ・ 貸付金や預金の利子など
- ・ 住宅家賃

3 輸出免税

輸出および国際通信などの輸出類似取引は免税です。

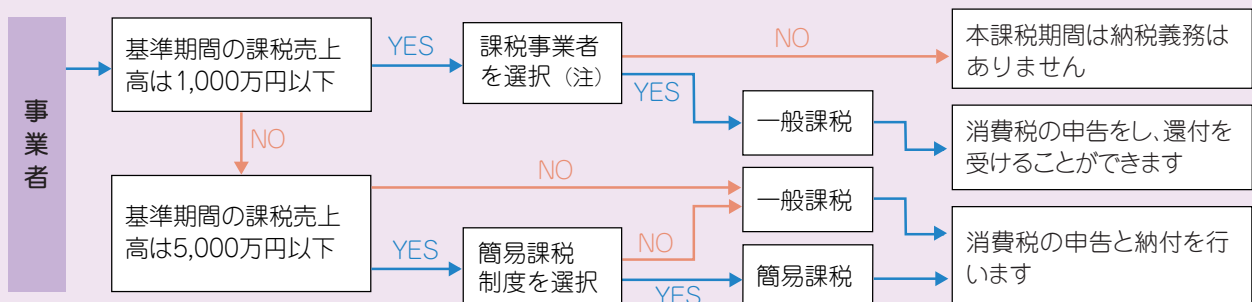
2 納税義務者



事業者は、その年の前々年（基準期間といいます）の売上高（税抜き）が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務のある課税事業者となります。1,000万円以下の場合には、その年の売上高がいくらであっても消費税を納める義務はありません（免税事業者といいます）。ただし、課税事業者となることを選択することもできます。※基準期間が免税事業者の場合は、売上高を税込みで判定します。

輸入の場合には、事業者だけでなく輸入した個人も納税義務者となります。

さて、あなたの場合は？



(注) 還付が見込まれる場合



3 消費税の計算

国内取引

1 通常の消費税の計算(一般課税)

この計算例では、消費税4%と地方消費税1%を合わせた税率5%で計算することとします。

$$\text{納付税額} = \frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{(課税期間の課税売上高)} \times 5\%} - \frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{(課税期間の課税仕入高)} \times 5\%}$$

※課税期間の課税売上高および課税仕入高は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額です。

課税仕入に係る消費税額の控除を受けるためには、「帳簿」と「請求書等」の両方の保存が必要です。

ひとくちメモ

消費税の帳簿とは
 ①取引年月日 ②取引内容 ③取引金額 ④相手方の氏名・名称 これらを記載したものを帳簿といいます。

2 簡易課税制度による消費税の計算

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者で、事前に届出書を提出している場合に選択できます。

$$\text{納付税額} = \frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{(課税期間の課税売上高)} \times 5\%} - \frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{(課税期間の課税売上高)} \times 5\% \times \text{みなし仕入率}}$$

みなし仕入率

①卸売業	90%
②小売業	80%
③製造業等	70%
④飲食店業他①②③⑤以外の事業	60%
⑤不動産業・運輸通信業・サービス業	50%

★計算してみましょう★

花屋 (小売業) (税込経理)	売上高	2,100万円	店舗家賃	126万円
	仕入高	1,260万円	諸経費	147万円
	人件費 (消費税対象外)	480万円	利益	87万円
	(基準期間の課税売上高 1,800万円)			

*便宜上、消費税4%と地方消費税1%をあわせた5%の税率で計算します。

	一般課税	簡易課税
① 課税標準額	課税売上高(税込)を税抜きにする。 $2,100\text{万円} \times \frac{100}{105} = 2,000\text{万円}$	課税売上高(税込)を税抜きにする。 $2,100\text{万円} \times \frac{100}{105} = 2,000\text{万円}$
② ①に係る消費税額	$2,000\text{万円} \times 5\% = 100\text{万円}$	$2,000\text{万円} \times 5\% = 100\text{万円}$
③ 仕入税額控除	課税仕入(税込)に係る消費税額 $(1,260\text{万円} + 126\text{万円} + 147\text{万円}) \times \frac{5}{105} = 73\text{万円}$	課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率(小売業：80%)を掛ける。 $100\text{万円} \times 80\% = 80\text{万円}$
④ 消費税等の納付税額	$100\text{万円} - 73\text{万円} = 27\text{万円}$	$100\text{万円} - 80\text{万円} = 20\text{万円}$

輸入取引

輸入取引の場合は次のように計算します。

$$\text{納付税額} = \text{関税課税価格} + \text{関税等} \times 5\%$$



4 申告と納税

1 確定申告

消費税は、翌年3月31日までに、確定申告書を所轄税務署へ提出し、同日までに国に納付します。

消費税額が還付になる場合にも、同様に確定申告書を提出し、還付を受けます。



2 中間申告

前年の消費税額が60万円（消費税48万円、地方消費税12万円）を超える課税事業者は、次のとおり中間申告と納付をしなければなりません。

前年の消費税額	中間申告、納付回数
60万円超 500万円以下	年 1回（前年の消費税額の2分の1）
500万円超 6,000万円以下	年 3回（前年の消費税額の4分の1）
6,000万円超	年 11回（前年の消費税額の12分の1）

※仮決算による中間申告

仮決算に基づいて中間申告をし、納付することもできます。ただし、中間申告での還付はありません。

※詳しくは税理士にご相談ください。

3 輸入取引

輸入した人が課税対象となる外国貨物を保税地域から引き取るときに、所轄税関へそのつど申告し、納付します。

5 各種の届出

次のような場合、事業者は届出が必要です。

事由	届出書	提出期限	その他
基準期間の課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき（又は、1,000万円以下となったとき）	消費税課税事業者届出書（消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書）	速やかに	
免税事業者が課税事業者を選択するとき（又は選択を取りやめるとき）	消費税課税事業者選択（不適用）届出書	選択しようとする（選択をやめようとする）課税期間の初日の前日まで	選択すると2年間取りやめることができません
簡易課税制度を選択するとき（又は選択を取りやめるとき）	消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書	その適用を受けようとする（適用をやめようとする）課税期間の初日の前日まで	同上
課税期間の特例を選択又は変更するとき（又は選択を取りやめるとき）	消費税課税期間特例選択・変更（不適用）届出書	同上	同上

※各届出書様式は国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。

簡易課税制度を選択するとき、やめるとき

Q

私は、以前に簡易課税の選択届出書を提出しています。その後、免税事業者となった期間が続きました。以前に出した簡易課税の選択届出は有効ですか？

A

簡易課税制度を選択した場合、「簡易課税をやめる」旨の届出をしない限り、選択した効力がありますので、「簡易課税」の適用は有効です。

Q

私は平成22年に事業拡張のために新規に店舗を購入する予定です。店舗に係る消費税の還付を受けることができると聞きました。以前から簡易課税で申告していますが、どうしたらいいですか？

A

平成21年12月31日までに「簡易課税をやめる」旨の届出をしてください。平成22年は一般課税の計算で申告・納付をし、店舗やその他の課税仕入に係る消費税が課税売上に係る消費税を超える場合、超えた額は還付を受けることができます。



消費税の選択届出は、それぞれの具体的な状況に応じた判断を伴います。

※詳しくは税理士にご相談ください。

相続があったとき

Q

私は父と一緒に食品の卸売業を営んできましたが、父は平成21年5月に亡くなり、私が父の事業を引き継いでいます。消費税の届出等はどうなりますか。父は簡易課税制度を選択していましたが、そのまま引き継げるのでしょうか？

A

お父さんの平成21年の基準期間（前々年）の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成21年度は課税事業者となります。お父さんが提出していた届出書の効力は引き継げませんので、速やかにお父さんの死亡届出書を提出するとともに、課税事業者届出書並びに簡易課税選択届出書を、課税期間内に所轄税務署に提出しなければなりません。

災害があったとき

Q

私は課税事業者として事業を営んでいます。平成21年4月に延焼により事業所が全焼しました。建物の建築と什器等を調達し、一日も早い事業の再開を考えています。このような状況において、一般課税が有利と聞いていますが、昨年12月に「簡易課税制度選択」の届出書を提出しました。今から簡易課税選択を取りやめることができるのでしょうか？

A

地震・豪雪・津波・火災などの災害等により被害を受けたときは、一定の要件のもとに、その災害があった課税期間から届出書の提出時期の特例の適用が受けられます。平成21年中に「簡易課税制度をやめる」旨の届出書と特例を受けるための申請書を提出することにより、一般課税の適用が受けられます。同様に、免税事業者が災害等により被害を受けたことにより、課税事業者を選択しようとする場合もこの特例の適用を受けることができます。